



て必要な事項は、省令で定める。

第三條 厚生大臣は、前條第一項第一号の認定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 医師又は歯科医師がその免許を取り消され、又は医業若しくは歯科医業の停止を命ぜられたとき。

二 この法律の規定又はこの法律の規定に基く省令の規定に違反したとき。

三 罰金以上の刑に処せられたとき。

第四條 厚生大臣は、第二條第一項第一号の認定又はその認定の取消を行うに当つては、あらかじめ、死体解剖資格審査会の意見を聞きなければならない。

第五條 死体解剖資格審査会の意見を聞きなければならない。

第六條 厚生大臣は、第二條第一項第一号の認定をしたときは、認定証明書を交付する。

第七條 死体解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 死亡確認後三十日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合

二 二人以上の医師（うち一人は歯科医師であつてもよい）が診療中であつた患者が死亡した場合において、主治の医師を含む

三 二人以上の診療中の医師又は歯科医師がその死因を明らかに居住する等の事由により遺族

の講明で特にその解剖の必要を認め、且つ、その遺族の所在が不明であり、又は遺族が遠隔の地

に居住する等の事由により遺族の講明があると認めたときは、二十

四時間以内に、解剖をした地の警

解剖をした地の保健所長にその旨を届け出なければならない。但し、医学に関する大学若しくは医療院といふにおいては、この限りでない。

第八條 医学に関する大学若しくは医療院による総合病院（以下総合病院といふ）においては、この限りでない。この場合においては、その大学若しくは総合病院の長又はその監察医は、

一月（身体の正常な構造を明らかにするための解剖については三ヶ月）ごとにこれを取りまとめ、遅滞なくその所在地又は解剖地の都道府県知事に届け出なければならない。

第九條 前項の規定による届出に関し必要な事項は、省令で定める。

第十條 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならぬ。

第十一條 厚生大臣は、第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に関する事項を調査

するため特にその解剖の必要を認め、且つ、その遺族の所在が不明である場合は、政令で定める。

第十二條 第二條第一項各号の一に該当する場合においては、死体の解剖をした者は、解剖後五日以内に

達せられないことが明らかな場合

三 第二條第一項第三号又は第四号に該当する場合

四 食品衛生法第二十八條第二項の規定により解剖する場合

五 政令で定める地を管轄する都道府縣知事は、その地域内における傳染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検査をさせ、又は検査によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。

第六條 市町村長は、前條の規定により死体の交付をしたときは、あつたときは、その死亡確認後、これを交付することができる。

第七條 市町村長は、前條の規定により死体の交付をしたときは、学校長に死体交付證明書を交付しなければならない。

第八條 市町村長は、前條の規定により死体の交付があつたときは、学校長の行う埋葬又は火葬について、そのとみなし、死体交付證明書又は同法第八條第一項の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす。

第九條 市町村長から交付を受けた死体を除く。（一部を標本として保存するものとみなし、死体交付證明書又は同法第八條第一項の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）

第十條 市町村長から交付を受けた死体を除く。（一部を標本として保存するものとみなし、死体交付證明書又は同法第八條第一項の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）

第十一條 市町村長から交付を受けた死体を除く。（一部を標本として保存するものとみなし、死体交付證明書又は同法第八條第一項の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）

第十二條 市町村長から交付を受けた死体を除く。（一部を標本として保存するものとみなし、死体交付證明書又は同法第八條第一項の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）

第十三條 市町村長は、前條の規定により死体の交付をしたときは、学校長に死体交付證明書を交付しなければならない。

第十四條 市町村長は、前條の規定により死体の交付を受けた学校長は、死亡の確認後三十日以内に引取者から引渡しの要求があつたときは、その死体を引き渡さなければならぬ。

第十五條 前條に規定する期間を経過した後においても、死者の相続人その他の死者と相当の関係のある引取者から引渡しの要求があつたときは、その死体の全部又は一部を一部を標本として保存する場合を除き、死体の全部又は

第十六條 第二條の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要な事項を除く。（一部を標本として保存する場合を除き、死体の全部又は

第十七條 医学に関する大学又は総合病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要なときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。

第十八條 第二條の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要なときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第十九條 前二條の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要なときは、死体（第十二條の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡しの要求があつたときは、この限りでない。

第二十条 前二條の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要なときは、死体（第十二條の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存する場合を除き、死体の全部又は

第二十一条 遺族の所在が不明のときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第二十二条 引取者のない死体についての手続（第十二條の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要なときは、死体（第十二條の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存する場合を除く。）を行わなければならない。

第二十三条 引取者のない死体についての手續（第十二條の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要なときは、死体（第十二條の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存する場合を除く。）を行わなければならない。

第二十四条 引取者のない死体についての手續（第十二條の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要なときは、死体（第十二條の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存する場合を除く。）を行わなければならない。

第二十五条 引取者のない死体についての手續（第十二條の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要なときは、死体（第十二條の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存する場合を除く。）を行わなければならない。



## 第一級

九、〇〇〇圓

三〇〇圓 八、五〇〇圓以上九、五〇〇圓未満

## 第一二級

一〇、〇〇〇圓

三三〇圓 九、五〇〇圓以上一、〇〇〇圓未満

## 第一三級

一一、〇〇〇圓

四〇〇圓 一、〇〇〇圓以上二、〇〇〇圓未満

## 第一四級

一四、〇〇〇圓

四七〇圓 一三、〇〇〇圓以上一五、〇〇〇圓未満

## 第一五級

一六、〇〇〇圓

五三〇圓 一五、〇〇〇圓以上一七、〇〇〇圓未満

## 第一六級

一八、〇〇〇圓

六〇〇圓 一七、〇〇〇圓以上一九、〇〇〇圓未満

## 第一七級

二〇、〇〇〇圓

六七〇圓 一九、〇〇〇圓以上二一、〇〇〇圓未満

## 第一八級

二三、〇〇〇圓

七三〇圓 二一、〇〇〇圓以上二三、〇〇〇圓未満

## 第一九級

二四、〇〇〇圓

八〇〇圓 二三、〇〇〇圓以上

第四條ノ二第一項を次のように改める。

被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス。

一月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三倍ニ相當スル額

二日又ハ時間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ屬スル月前一月間ニ現ニ使用セラル船舶ニ於テ同様ノ勞務ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ屬スル月ニ受ケタル報酬ノ額

三前二號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減

アリタル日前一月間ニ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ労務ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ労務ニ從事スル者ガ通常ノ場合ニ於テ受クベキ額ヲ標準トシテ算定シタル額

五前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

第六條に次の二項を加える。

第六條及び第十二條ノ二を次のように改める。

第十二條 保険料ヲ滞納スル者アルトキハ行政廳ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ規定ハ第一條第二項ノ保險給付ヲ爲ス場合ニ於テハ被扶養者又ハ被扶養者タリシ者ノ戸籍ニ關シ之ヲ準用ス。

第九條第二項を次のように改め、同條第三項中「其ノ者ノ異動、報酬ヲ定ムル被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ屬スル月ニ受ケタル報酬ノ額

ノ額ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ他必要ナル事項ニ關シ報告ヲ爲サシメ、文書ヲ提示セシメ又ハ出頭」を「行政廳又ハ船舶所有者ニ對シ船員保險ノ施行ニ必要ナル報告、申出若ハ届出ヲ爲サシメ、文書ヲ提出

セシメ又ハ失業保険金ノ支給ニ關シ行政廳ニ出頭」に改める。

被保險者タリシ者ノ從前ノ船舶所有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者タリシ者ヨリ失業保険金ノ支給ヲ受クル必要ナル證明書ノ交付ノ請求アリタルトキハ其ノ請求ニ係ル證明書ヲ其ノ者ニ交付すべし

第二十八條ノ五 保険醫ニ對シ適正化ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ

被保險者タリシ者ノ從前ノ船舶所有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者タリシ者ヨリ失業保険金ノ支給ヲ受クル必要ナル證明書ノ交付ノ請求アリタルトキハ其ノ請求ニ係ル證明書ヲ其ノ者ニ交付すべし

第十二條ノ二 前條ノ規定ニ依ル督促状ニ指定シタルトキ又ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル額が十圓未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

延滞金ノ金額二十圓未滿ノ端數ア

ルトキハ之ヲ切捨ツ

端數ハ之ヲ切捨テ計算ス。

督

促状ニ指定シタル期限迄ニ徵收金ヲ完納シタルトキ又ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル額が十圓未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

延滞金ノ金額二十圓未滿ノ端數ア

ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納三付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 納入ノ告知書一通ノ徵收金額一千圓未滿ナルトキ

二 納期ヲ繰上げ徵收ヲ爲ストキ達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ日本國内ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ

督促ヲ爲シタルトキ延滞金ヲ計算スルニ當リ徵收金額二千圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ

端數ハ之ヲ切捨テ計算ス。

督促状ニ指定シタル期限迄ニ徵收金ヲ完納シタルトキ又ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタルトキハ之ヲ切捨ツ

端數ハ之ヲ切捨テ計算ス。

督

促状ニ指定シタル期限迄ニ徵收金ヲ完納シタルトキ又ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタルトキハ之ヲ切捨ツ

端數ハ之ヲ切捨テ計算ス。

四 厚生大臣前項ノ定ヲ爲サントスルトキハ中央社會保險診療協議會ノ意見ヲ聽クベシ

五 第二十八條ノ五を第二十八條ノ六とし、同條第一項中「費用トス」を「費用ヲ超ユルコトヲ得ズ」に改め、同條第二十八條ノ四の次に次の二條を加える。

第一條 第二十八條ノ四の次に次の二條を加える。

第一條 第二十八條ノ五を第二十八條ノ六とし、同條第一項中「費用トス」を「費用ヲ超ユルコトヲ得ズ」に改め、同條第二十八條ノ四の次に次の二條を加える。

第一條 第二十八條ノ五 保険醫ニ對シ適正化ノ方法ニ依リ算定シタルトキハ之ヲ切捨ツ

端數ハ之ヲ切捨テ計算ス。

第一條 第二十八條ノ五 保険醫ニ對シ適正化ノ方法ニ依リ算定シタルト

スル者、醫師及歯科醫師ヲ代表スル者竝ニ公益ヲ代表スル者ニ付厚生大臣各同數ヲ委嘱ス。前項ノ委嘱ハ被保險者及船舶所有者ヲ代表スル者又ハ醫師及歯科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル。

第二十九條〔療養ノ給付〕の上に「都道府縣知事ハ」を加え、「其ノ他命令ノ定ムル事由アルトキ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ」を「又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ緊急其ノ他アル得ザル場合ニ於テ保険醫及元改め、「行政廳ハ」を削る。

第二十九條ノ二第一項中「行政廳」を「都道府縣知事」に、同條第三項中「第二十八條ノ五」を「第二十八條ノ六」に改める。

第三十二條第五項中「第二十八條ノ二第一項、第二十八條ノ五」を「第二十八條ノ二、第二十八條ノ六」に改める。

第三十三條ノ三第二項中「左ニ掲グル契約ニ基キ」を「左ノ各號ノ二基キ使用セラルトキ」に、該當スル場合ニ於ケルに、「契約ニ基キ使用セラル者」を規定ニ該當スル場合ニ於テ其ノ者」に、同項第第一号及び第二号を次のように改める。

一 二月以内ノ期間ヲ定ムル契約

二 季節的業務ニ四月以内ノ期間

ヲ定ムル契約ニ基キ使用セラルトキ

三 左ニ掲グル漁船以外ノ漁船ニ乘組ム場合ニ於テ當該船舶所有者ヨリ前項ノ規定ニ依ル被保險者を加える。

第三十三條ノ三第二項に次の二号

者タリシ期間ニ算入セザルコト  
ニ付其ノ使用スル被保險者ノ四  
分ノ三以上ノ同意ヲ得テ申請ア  
リタルニ依リ都道府縣知事が指  
定シタルトキ  
イ 汽船トロール漁業、母船式  
漁業、汽船捕鯨業又ハ機船底  
曳網漁業ニ從事スル漁船ニ乘  
組ムトキ（母船式漁業ニ從事  
スル漁船ニ乗組員トシテ乗組  
ムトキ及機船底曳網漁業ニシ  
テ東徑百三十度以東ノ海面ヲ  
操業區域トスルモノニ從事ス  
ル漁船ニ乗組ムトキヲ除ク）  
ロ 専ラ漁獲場ヨリ漁獲物又ハ  
其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ  
從事スル漁船ニ乗組ムトキ  
ハ 漁業ニ關スル試験、調査、  
指導、練習又ハ取締業務ニ從  
事スル漁船ニ乗組ムトキ

第三十四條を次のように改める。

第三十四条 左ノ各號ノ一二該當スル被保險者タリン者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄老年金ヲ支給ス。但シ其ノ者ガ五十歳ニ至ル迄其ノ支給ヲ停止ス。

一 十五年以上被保險者タリシ者ヲ除キ十年以上ノ者

二 十五年未滿被保險者タリシ者ニシテ漁船ニ乗組ミタル被保險者タリシ期間ガ左ニ掲グル期間シテ乘組ミタル期間（作業員トシテ乘組ミタル期間ヲ除ク）又ハ汽船捕鯨業ニ從事スル漁船ニ乗組ミタル期間

八 漁業ニ關スル試験、調査、指導、練習又ハ取締業務ニ從事スル漁船

第三十五條中「養老年金」を「前條第一號ノ規定ニ依ル養老年金」に改め、同條に次の一項を加える。

前條第二號ノ規定ニ依ル養老年金ノ額ハ平均標準報酬月額ノ二月分ニ相當ブル金額トス。

第三十七條中「十五年以上」を「第十三四條各號ノ一二該當スル」に改める。

第四十一條ノ二を次のように改める。

第四十一條ノ二 前條第一項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第五ニ定ムル癡疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第

二號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ癡疾ノ状態ガ別表第五ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當スルモノノ配偶者又ハ十六歳未満ノ子ニシテ障害年金ノ支給ヲ受クルモノガ癡疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受クル者ガ癡疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具癡疾ニ因リ労働能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス第二十三條第二項ノ規定ハ障害年金ヲ受クル者ガ癡疾ト爲リタル當時胎兒タル子ニ付之ヲ準用ズ

「保險委員會」を「船員保險審議會」に改める。  
第五十三條第三項を次のように改める。  
第五十六條の次に次の一條を加える。  
第五十六條ノ二 第三十五條、第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條第二項及第二項、第五十四條並ニ前條ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用ス。  
第五十九條第二項中「前項ノ」を削り、同條第四項第一号から第三号までを次のように改める。  
一 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ三第二項、各號ニ該當セザルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二百十六モノニ付テハ千分ノ百九十四各號ノニシテ第三十三條ノ三第二項保険金ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ百九十四者ニ付テハ千分ノ百九十四前項ノ規定ニ依ラズを削る。  
第六十條第一項第一号及び第二号を次のように改め、同條第二項中「前項ノ規定ニ依ラズ」を削る。  
一 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ三第二項各號ニ該當セザルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ被保険者ニ於テ二百十六分ノ八十五、船舶所有者

ニ於テ二百十六分ノ百三十一

二 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第三十三條ノ三第二項

各號ノニ該當スルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ被保險者ニ於テ百九十四分ノ七十四、船舶所有者ニ於テ百九十四分ノ百二十

ニ於テ第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第六十二條ノ三の次に次の一章を加える。

第五章 船員保險審議會  
第六十二條ノ四 船員保險事業ノ運營ニ關スル事項ヲ審議スル爲厚生省ニ船員保險審議會（以下審議會ト稱ス）ヲ置ク

第六十二條ノ五 審議會ハ船員保險事業ノ運營ニ關スル事項ニ付厚生大臣ノ諮問ニ應ジ審議シ及文書ヲ以テ答申スルノ外自ラ厚生大臣若ハ關係各大臣ニ文書ヲ以テ建議スルコトヲ得。

第六十二條ノ六 審議會ハ被保險者表スル委員中ニハ醫療關係ノ經驗者ヲ含ムモノトス

各委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ  
第六十二條ノ七 委員ノ任期ハ二年トノ一年毎ニ其ノ半數ヲ命ズ委員ニ歛員ヲ生ジタルトキ新ニ命ゼラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任

第六十二條ノ八 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ九 厚生大臣ハ審議會ハ船員保險審議會ノ委員ノ職務ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十二條ノ十 審議會ハ必要ニ應ジ開クモノトス但シ正當ナル理由アル場合ヲ除クノ外少クトモ三月ニ一回以上之ヲ開クベシ

第六十二條ノ十一 審議會ハ會長之ヲ招集ス

第六十二條ノ十二 審議會ハ毎會計年度經過後六十日以内ニ其ノ年度ノ結果及建議ノ大要ヲ文書ヲ以テ厚生大臣ニ報告スベシ

第六十二條ノ十三 審議會ニ幹事ハ表スル委員中ニハ醫療關係ノ經驗者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各六人ヲ以テ之ヲ組織ス公益ヲ代

第六十二條ノ十四 審議會ニ書記五幹事ハ委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ援助ヲ爲スモノトス

第六十二條ノ十五 委員ノ任期ハ二年トノ一年毎ニ其ノ半數ヲ命ズ委員ニ歛員ヲ生ジタルトキ新ニ命ゼラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任

第六十二條ノ十六 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ十七 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ十八 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ十九 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル

會長一人ヲ置ク

會長ハ會務ヲ總理シ審議會ヲ代表ス

會長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十二條ノ九 厚生大臣ハ審議會ノ要求アリタルトキハ船員保險事業ニ關スル資料及情報ヲ提供スベシ

第六十二條ノ十 審議會ハ必要ニ應ジ開クモノトス但シ正當ナル理由アル場合ヲ除クノ外少クトモ三月ニ一回以上之ヲ開クベシ

第六十二條ノ十一 審議會ハ會長之ヲ招集ス

第六十二條ノ十二 審議會ハ毎會計年度經過後六十日以内ニ其ノ年度ノ結果及建議ノ大要ヲ文書ヲ以テ厚生大臣ニ報告スベシ

第六十二條ノ十三 審議會ニ幹事ハ表スル委員中ニハ醫療關係ノ經驗者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各六人ヲ以テ之ヲ組織ス公益ヲ代

第六十二條ノ十四 審議會ニ書記五幹事ハ委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ援助ヲ爲スモノトス

第六十二條ノ十五 委員ノ任期ハ二年トノ一年毎ニ其ノ半數ヲ命ズ委員ニ歛員ヲ生ジタルトキ新ニ命ゼラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任

第六十二條ノ十六 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ十七 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ十八 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ十九 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ二十 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ二十一 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ二十二 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ二十三 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ二十四 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ二十五 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十二條ノ二十六 委員ノ要求アリタルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

二條ノ二」に改める。

第六十五條ノ十五の次に次の二條を加える。

第六十五條ノ十六 船員保險審議會ニ幹事六人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

幹事ハ船員保險審議會ノ委員ノ要求アリタルトキハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第六十五條ノ十七 船員保險審議會書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條ノ十八 船員保險審議會書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條ノ十九 船員保險審議會書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條ノ二十 船員保險審議會書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條ノ二十一 船員保險審議會書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條ノ二十二 船員保險審議會書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條ノ二十三 船員保險審議會書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條ノ二十四 船員保險審議會書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條ノ二十五 船員保險審議會書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條ノ二十六 船員保險審議會書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條ノ二十七 船員保險審議會書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條ノ二十八 船員保險審議會書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條ノ二十九 船員保險審議會書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六十五條の規定による被保險者者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することにつけて失業保險金の支給を受け得られないものについては、被保險者において百三十二分の四十三、船舶所有者において百三十二分の四十三、船舶所有者において百十分の三十二、

に改める。

第四條 保険料率は、当分の間、第五十九條第四項の規定にかかわらず、左の通りとする。

一 第十七條の規定に依る被保險者であつて、第三十三條ノ三第二項各号に該当しないことに因つて失業保險金の支給を受け得るものについては、千分の百三十二

者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することにつけて失業保險金の支給を受け得られないものについては、千分の百三十

一日から施行する。

この法律施行の日前に被保險者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続い被保險者の資格のある者の標準報酬について

は、第四條の改正規定の適用について

します。

傳染病、中毒等により死亡した疑いのある死体その他死因の明かでない死体につきましては、連合軍総司令部の覚書に基きまして、昭和二十二年厚生省令第一号死因不明死体の死因調査に関する件が施行せられておりますが、これはいわゆるボツダム省令として制定せられましたるものであります。しかして新憲法の趣旨からいたしましても、なればくすみやかにこれを法律に改めることが必要なのであります。しかししてこの省令を法律に改めるにあたりましては、これと密接な関連を有する太学生等へ死体交付に関する法律の内容をもこれに統合することが適当であると考えられるのであります。

さらにまた從来死体の解剖または保存に關しましては、刑法中に死体の損壊または遺棄を処罰する規定がありますほかは法令の規定がないのであります。して、そのためにたとえば医学の教育または研究のために死体の解剖または保存をなす等の場合には、それが適法であるか否かにつきまして多少の疑義があるのであります。かような現状は医学の教育または研究のためにも望ましくないのでありますて、この際死体の解剖及び保存に關しまして、包括的な統一的法制を整備する必要が各方面から要望せられておりますことにもかんがみまして、ここにこの法律を提案いたした次第であります。

次にその内容を簡単に申しますと、まず最初にこの法律の目的は死体の解剖及び保存の適正を期することによりまして、医学の教育または研究に資するとともに、公衆衛生の向上をはかることにあることを明らかにし、次にこ

の目的を達しますために、死体の解剖をしようとする者は原則として行政廳の許可を受けなければならぬこととしたしました反面、死体の解剖を特に必要とする場合、たとえば医学に関する大学の教授または厚生大臣が特に認定した者が解剖する場合、その他刑事訴訟法等他の法律の規定に基いて解剖を要する場合には、あらかじめの許可を要せず事後の届出をもつて足ることとしたしております。

また死体の解剖は尊厳な人体の取扱いに関する事項でありますので、原則として遺族の承諾がなければこれをなすべきでないことは、むしろ刑法の解釈上当然であります。が、この法律においては、さるに進んで遺族の承諾を要せず解剖し得る場合を列挙いたしまして、刑法との関係におきまして違法性の阻却される場合の基準を明らかにいたしたのであります。

さらに解剖は解剖室において行うべきことを規定したほか、死体の保存につきましても、医学に関する大学または総合病院において保存する場合等を除き、原則として都道府県知事の許可を要することとしその適正化をはかつてているのであります。

以上がこの法案のおもな内容であります。一方において医学の教育または研究等のために欠くべからざる死体の解剖ができるだけこれを容易ならしめるとともに、他方死体の尊厳に関する國民の宗教的感情の尊重にも十二分の意を用いているのであります。

何とぞ御審議の上すみやかに可決されるよう御願い申し上げます。

次にただいま議題となりました國立身體障害者更生指導所設置法案につ

き、提案の理由を御説明申し上げます。

現在戰禍、交通事故その他不慮の原因によつて、傷痍の身となつた者は相当の数に上つてゐるのであります。これ等身体障害者に対しましては、國立病院療養所、國立光明寮、收容授産施設、職業補導施設等の各種施設を利用して極力その保護更生につとめられております。

しかし身体障害者の保護更生につきましては、傷痍の種類、程度、年令、生活環境、残存能力等を総合的に観察いたしました上、そのおのゝに適切な指導をすることがぜひ必要とされるばかりでなく、かかる総合的判定に基き決定された適職が、医療管理のもとににおいて補導されることが最も望ましいことと存ずるのであります。さて、身体障害者自身からもかかる條件を備えた施設の設置が強く要望されに至つたのであります。よつて政府はこれ等の要望にこたえて医学的に、心理的に、また職能的に総合判定を行い、生活問題、医療問題、職業問題等に関するあらゆる相談に應じ助言を賜ねえ、またただちに公私救援護機関等へ連絡あつせんを行うとともに、必要なものにつきましては、ただちに施設に收容し、職能判定より作業訓練、職業補導に至るまでの過程を一貫して医療管理のもと強力に実施し、身体障害者をしてその精神的、肉体的傷痍をすみやかに克服せしめ、再び積極的に社会活動に参加するに必要な指導及び訓練を行ふ國立身体障害者更生指導所を設置せんとするものであります。

今回提出いたしました法案はかかる國立身体障害者更生指導所を設置せんとするものであります。

とする法律案であります。何とぞよろしく御審議くださるよう御願いいたします。

次にただいま議題となりました船員保険法等の一部を改正する法律案を御審議せられるにあたりまして、本法案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正の主眼とするところは、漁船乗組員に対する養老年金の受給義務期間を短縮すること、漁船乗組員に対し失業保険任意脱退の道を開くこと、陸上の失業保険法に対應して失業保険金の面に若干の改正を加えたこと、最近の傷病給付の状況にかんがみ、幾分保険料の引上げをしたこと等であります。その他健康保険法、厚生年金保険法の改正に伴い共通の事項について改正をいたそうとするのであります。これをおこるに再建途上におけるわが國の重要な産業たる海運、水産の業務に從事する海上労務者に対して、船員保険をして現下の実情に即應した有効適切なる施策たらしめることを期せんとする次第であります。これがこの改正法律案を本國会に提出した理由であります。が、その概要を御説明申し上げます。

第一に、標準報酬でありますと、現行におきましては最低五百円を第一級とし、最高八千円が第三十級となつてゐるのであります。が、最近の船員給與の実情にかんがみ、これを最低月額一千円を第一級とし、最高月額三万四千円を第十九級としてこれを区分し、但し給付の適正を期すとともに、保険経済の安定をはからんといったのであります。

第二に、保険給付の内容の改善につきましては、まず漁船船員に対する支

老金制度の適正化をはかつたことであります。これが他の商船の船員もその労働形態を異にし、水産業が一定期間限られた産業であり、かつその労働がきわめて過激のため労働力の減退が激しいこと、またこれらの労働者は農漁村定住者であつて、近代化されない実情もありますので、現行法の被保険者であつた期間十五年を資格條件とする養老年金を受けるには著しく不利になりますので、これを是正するため一般船員に相当する漁船船員を除きまして、十年以上十五年末満の者にも養老年金を支給することといたしましたのであります。その支給する年金額は保険数理等を考え、報酬の二月分に相当する額といたしたのであります。

三以上の同意を得ることによつて失業保険から除外することとしたしました。

第三に、保険料率の改正であります

が、最近の経済情勢下におきましては、医療費及び受給率の増加等によつて、傷病給付に対する費用が著しく増嵩いたしましたので、船員保険におきましては船員の災害補償を完全に実施する関係もありまして、適正に迅速な給付をするために傷病給付の保険料率を若干引き上げたのであります。すなわち全部適用を受ける者二三・二%、失業保険金を受けない者一一・〇%、その他の延滞金の額及びその計算方法につきまして、他の社会保険と同様に國稅徵收法にならつてこれを改めました。

おそのほか他の法令の改廃に伴いまして、法律上の事務的整備を行うこととした次第であります。

以上船員保険法等の一部改正法律案の大要を御説明申し上げたのであります。何とぞみやかに御審議の上可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○堀川委員長 次に國立公園法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はございませんか。——なければこの際お諮りいたします。委員外の金光義邦君より委員外發言を求められておりますが、これを許すに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀川委員長 なければこれを許します。金光君。

○金光義邦君 お許しを得ましてごく簡単に二、三お伺いをいたしたいと思ひます。この改正法案の第六條の二に

「著シク利益ヲ受クル者アルトキハ」ということになつておりますが、これはどういう場合でございましょうか。

○飯島政府委員 たとえて申しますれば、ケーブルカーを設置することによりまして、山の上の居住人にそれを利用する便宜を與える場合でありますとか、あるいは國立公園内に廣場を設置いたします場合に、その駐車施設のためにその周囲の営業關係をやつておる人に特別の利益を與えますとか、あるいは公園道路を建設いたしますために、その附近的土地所有者に対する地價の増嵩あるいは土地の利用率を高めるというように、直接に因果關係の存在するような場合に、受益者に負担をせしむることが適當であると考えておるのであります。

○金光義邦君 次にはなはだつまらぬことをお伺いするようありますが、第八條の第二項の六号に「水位水量ノ増減ヲ來ス行爲」というのがあります。が、水位水量が増した場合におきまして風景にさしたる害を及ぼさぬ、あるいは風景が前よりよくなるというような場合には禁止されるようなことはないであります。

○飯島政府委員 従来國立公園区域内の湖水の利用、特に電力開発用の水面の利用について工作物の新設、増築あるいは政策の許可をするとき、その工作物、いわゆる水門の施設の増減によりまして水位水量の高低をある程度風景と調和するように規範して參つたのありますけれども、今回新たに「水位水量ノ増減ヲ來ス行爲」として規定いたしましたのは、工作物では規定が間接的でありますけれども、明確を欠きます

る場合は一應常識的に考えられます。が、増水の場合はさしつかえないかと、いう御意見かと存りますけれども、増水の場合でありますけれども、増水の水位が上昇いたしませんならば、現在の湖畔に生じております針闊葉樹のいわゆる枯死を來す場合も予想されますので、十和田湖等の場合におきましては、水位が一定の水準であり、夏も、冬水結する場合においても、その樹根その他をいためないような水位でありたいと希望いたしておりますので、増水の場合においてもやはり風景と調和するよう措置するのが適當かと考えておる次第でございます。

○金光義邦君 よくわかりました。次に第十一條の二に國立公園に準ずる区域を指定することができるというふうにあります。この区域はどういう名稱をもつてお呼びになるか、國立厚生公園、あるいはナショナル・パークウェイという名前でお呼びになるかとも思いますが、お伺いをいたします。

○飯島政府委員 國立公園に準ずる区域といたしまして、一應名稱については、なほ政令を制定いたします際に検討させていただきたいと思っておりますが、現在考へております名稱を考へておられますが、現在考へております名稱といふことは、なほ國立公園あるいは國民厚生公園、あるいは觀光公園といふような名称を考へておりますけれども、これらしいそれも必ずしも実態を表現いたしておりません關係各方面の意見を徴しまして、決定いたしたいと考えております。道路公園の問題につきましては、でき得ますならば、やはり國立公園の中に編入をするということになりますと同時に、將來さらにその諸條件を検討いたしました結果、國立公園として適當であると考え得る状況になりましたならば、國立公園にさらに指定することなると考へております。それから現在國立公園の仮指定といたしまして、准國立公園に持たせて行きたいと考へておるわけでございます。

○金光義邦君 國立公園部におかれは、國立公園審議会の方に准國立公園に関する資料を、いずれ御提出になることと思うであります。そのため、轉縣問題を引起すというような地元の熱意は非常なものでございまして、廣瀬淡窓などが塾を開いたところであります。また歴代の厚生大臣もしばく地元において、日田盆地は國立公園の中に編入をするということを表明せられておるようなわけであります。衆議院におきましてもしばくその請願を採択いたしております。また地元の熱意は非常なものでございまして、この日田盆地の國立公園編入の問題が、順調に参らないということのため、轉縣問題を引起すというようなことをございまして、地元の者はみなこの問題については協力的であります。反対者は一人もないわけであります。近く今上陸下が九州に行幸になる趣であります。この日田盆地には一日をお費し、いただきまして、行幸を賜わるという趣であります。地元の者も感涙にむせんでおるよう次第であります。ぜひこの日田盆地はその案の中に差し加え願いたいと思います。

○飯島政府委員 次にこの准國立公園の指定は、早い

ものもあるわけであります。が、なお准國立公園として十分研究しなければならないと考へておりますけれども、さしあたつて御指摘の日田盆地のごときは、准國立公園に当然なるべきものと考へておるわけでございます。

○金光義邦君 ただいまの御答弁で、

日田盆地を准國立公園の中に入れて、

ただくということをお伺いしまして、

は、准國立公園に當然なるべきものと

面の製作というような事務上の手続、あるいは技術上の手続が相当必要ありますので、早急に審議会を開催して答申をいたして、関係各省、関係方面に折衝を進めることにいたしました。最も少限六箇月以上の日時を要するものと考へられるわけでございます。

○金光義邦君 日田盆地のことにつきまして繰返して申し上げましてはなはだ恐縮であります。地元ではこの準

國立公園の指定というようなことにつきましてうわざを聞いておりまして、実は一日千秋の思いで待つておるよう

がある。わざが傳わりまして、地元で

も当然いたしまして、直接電報など

で私のところまで照会をいたし、ある

いは課にならないように運動を続ける

ようにと言つて來ておるよう次第であります。質朴な氣持のところであります。運動も徹底をいたさないのであります。非常に熱があるところでありますので、まげてひとつ早く御指

定いただきます。ようく、この機会にお願いを申し上げておきます。

○飯島政府委員 次に國立公園に関係をいたしまして、久住、別府裏山、耶馬溪

というようなところの阿蘇國立公園編入の問題はどうなつておるか。実は地

元ではすでに編入されたものと考

えておるものもあるようであります

が、一應お伺いいたします。

○飯島政府委員 別府裏山と耶馬溪につきましては、阿蘇、久住は現在阿蘇國立公園でございますが、それらの延長

区域として、「應われく」の方で検討いたしたわけでござりますが、そのう

予算的措置はどうなつておりますが、何か。またその委員の中に國會議員をお

加えになるのであります。あるいは從來の國立公園委員会委員をそのままこの審議会委員としておきめにな

りますが、一應いましようか、お伺いいたします。

○飯島政府委員 國立公園審議会につきましては、構成を一應政令の方に譲

ておりますが、人員は大体四十人程

度いたしまして、その額ぶれにつきましては、現在の國立公園中央委員會

の委員がそのままということではなし

に、新しい構想、觀点から人選される

ものと考えられます。國會議員の問題につきましては、國會議員が政府部内

の、いわゆる行政部内の審議会に参画

されることが適當であるかないかとい

う問題につきまして、いろ／＼議論の

余地があるかと考えられますので、現

在のところは政府といたしまして、こ

の委員会に國會議員にお入りを願うと

いうふうには考えておらないわけでござります。もしそういうことになります

すならば、法律を別途に改正しなけれ

ばならないかと考えておるわけでござ

ります。

○金光義邦君 それから國立公園関係で、今度のい

わゆる見返資金を利用して、何か施設

をなさるお考えがあるかどうか、その

点をお伺いいたします。

○飯島政府委員 見返資金のわくは、

御承知のように千七百五十億円でござ

りますけれども、そのうち交付公債に

充てる分と建設公債に充てるものが約

八百億ばかり、あと産業資金として融

通されますのは四、五百億であります

して、そのうち觀光事業に融資されま

すものは、いまだ確定いたしません

が、現在のところ大体政府の原案とし

ては二億円ばかりで今進めておるわけ

でございます。その二億円のうち、主

として問題になりますのは、鉄道の優

等車輛と、觀光ホテルの問題であります

が、一應お伺いいたします。

○飯島政府委員 次に國立公園の公

共事業費のわくの中に、觀光事業に要

する経費を計上することにつきまして

は、昨年來内閣におきまして觀光事業

審議會が設置され、その答申に基いて

本年度の予算に五億三千万円の觀光事

業費を計上することに答申をいたした

が、幸にして依然して今残つたこと

は、私としてまことに欣快といたすと

ころであります。もちろん私どもの主

さか意見を申し上げた者であります

が、幸にして依然して今残つたこと

は、私としてまことに欣快といたすと

ころであります。しかしながら

かねてより厚生省の國立公園の部を

廃すということにつきましては、いさ

が、討論は通告順によつて許すこと

いたします。島山委員。

○島山(鶴)委員 私はちよつと遅く参

りましたので、まことに前後しておる

かもしませんが、お許し願いたいと

思ひます。

○堀川委員長 次にお詫びいたします。

○金光義邦君 「異議なし」と呼ぶ者あり

が、本案に対する質疑も終了している

と存じますので、これをもつて質疑を

打ち切りますが、御異議あ

りませんか。

○金光義邦君 最後に一つお願いをい

りますが、貿易外の收入も少いときで

ありますので、ぜひとも公共事業費の入

り込みたいと存じます。現在いわゆ

る公共事業費のわくの中には、觀光事

業といふものは入つておらないのであ

ります。わくの中に觀光事業費といふもの

を入るお望みであります。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○堀川委員長 次にお詫びいたします。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

園設置の目的と裏表をなすものではな

いかと思うのであります。現在いわゆ

るお許しを得ましたことを深くお

詫び申します。

○金光義邦君 だいたいの地域は、こ

の資料の中にあります國立公園選定標

の各項目に皆合致をいたしておると

思ひます。どうなるべく

たしておきますが、觀光事業は國立公

は、議会に觀光特別委員会が三十日決定いたしました次第であります。まだ委員の発表までには至つておりませんが、この委員会ができた以上は、着々と觀光という面について推進いたさなければならぬことは明らかであります。私はいたしましてもいさか責任があります關係上、厚生省の國立公園につきましては、もつと積極的な考えを運輸省、建設省、あるいは文部省という面に繋がりをよくしていただいて、ほんとうにこの目的を達成さしていただきたいことを、まず第一番に御希望申し上げる次第であります。

同時に私もいろ／＼議員から觀光部面について聞いてみますと、私が特別委員会を設置したという運動を起しました当時は、今、君、そういう時期ではないよ、そんなことを今言うときじやないよということでお耳も傾けませんでしたが、さて委員会ができるといふことになりますと、あつちでもこつちでも、いや、まったく觀光は重要だよ君、これから何を言つたつてね觀光によつて外貨の獲得が必要だよ、おれも委員にしてくれないか、おれも委員にしてくれないか、けさも私は、は、しばらく休んできよう出て参つたら、続けざまに十幾人私のところへ來てせがまれた。しかし私が個人のためには參りませんから、今のその氣持を国家再建のためにひとつ心入れをしていただきたい、御協力を願いたいということをお願いして言訳をしたようなわけでありまして、まさに私は厚生省がこの部を残したことを見び、同時

ますが、討論をいたしましては大体皆さんのお氣持も御決定になつておるところであります。しかし、私いたしましてはこの目的達成のためにぜひとも御理解くださいまして、御協力あらんことを切にお願い申し上げる次第であります。

○堀川委員長 これにて討論は終結いたしました。

これより國立公園法の一部を改正する法律案の採決に入りたいと存じます。本法案を原案通りにするに賛成の諸君の御起立を願います。

にこの目的を達成するためには不肖微力であります。観光としていたいたのであります。しかし、以外何の能もない私でありますから、もちろんこの目的が達成しなかつたら厚生委員としての立場もないわけでありますので、どうかこの点もぜひ御了解願いたい。

それからこの法規のうちの國立公園法の一部改正につきまして審議会といふことが方々に書かれていますけれども、この審議会とわれく委員との関係の形を聞いてみますと、はなはだその疏通に欠けているような点があるようでありますから、この法律改正につきまして何でも審議会の意見を聞く、審議会を開いて定めるという言葉は、あまり私は強すぎやしないかといふことをこの改正につきまして考えております。

正する法律案を議題といたしまして質疑を許すことにいたします。丸山委員、  
○丸山委員 医療法の一部を改正する  
法律案に関しまして、この前半備審査  
で、あらためてもう一度はつきりした  
の場合にいろいろお伺いいたしました  
が、今日は東局長が見えておりますの  
で、御返事をお願いしたいと思いますの  
は、大体この改正そのものに関しまし  
ては、私は別に異議を唱えるわけでは  
ないのですが、質疑といたしまして、  
まして、第十三條に診療所の管理者は  
同一の患者を四十八時間を超えて收容  
してはいけない。四十八時間を超えた  
場合には、これが移送が困難な場合に  
は保健所に届け出るという事項がござ  
います。これは現在の段階といたしま  
しては非常に実施困難な問題があります  
。御承知のように三十以上の病棟を  
備えた病院を新たにつくることは困難  
でありますし、どうしても診療所の方  
が数がよけいになるという結果になつ  
ております。新しくできた診療所は、  
全部この十三條の適用を受ける。その  
場合に手術を必要といたします耳鼻等  
あるとか、あるいは婦人科であるとか  
いうような方面の方々は、この十三條  
のために相当の困難を感じると考える  
のであります。先般お伺いいたしました  
た場合には、四十八時間を越えて移送  
が困難な場合には届け出ればいい、そ  
の届出後の処置は何ら規定がないから  
放任しておけばよろしい、その患者が  
治癒するまで入院を継続さしてもいい  
という御答弁を伺つておりますが、そ  
のように解釈して間違いございません  
かどうか、あらためて局長の御答弁を  
願いたいと思います。

第二は第四十條に醫師が廣告の標榜といたしまして診療科名を掲げるることの條項がござります。これはその前の法の規定によりまして、たしかに先月三十六日で猶予期間が過ぎておりますので、この規定以外の診療所の廣告は全部これを禁止せられた形になつております。これに関しましては医道審議会にすでに諮詢せられまして、答申があつたということをお聞いておりますが、その内容を開いてみますと、医道審議会はこの診療科名以外のもので標榜しておるもの、そのものの中にふさわしくないものもある、またふさわしくないと思われるものもあるが、これをどれが正しい、どのがいいといふうに決定するには非常に困難があるから、まずこの際は一切この法の通りみんな認めないことにした方がめんどうがないというふうなことがあります。しかるにある一部分におきましてはその事実は認めておりますが、実際患者の便宜その他申しますと、やはりこの診療科名以外に標榜することを認めることが、医師のみでなく患者自身にも社会的に非常にいいのではないかと考えられるものが多くある。とておるのであります。内容にわたりまして、私事にわたりましてはなはだおかしいとございますが、ある医道審議会に出でおられます方が聞きましたところ、現在どうも禁止したいと思われるのは、ある一つの系統のもので

なく、非常に一小部分の専門とか、診療科名を掲げるのはふさわしくないといふことであつた。そうあります。が、ある系統的なもの、たとえば呼吸器系統、消化器系統であるとか、うふうな、比較的大きな系統を標榜するものは認めることが適当ではないかといふ意見を漏らしておられる。そういうの私見はよろしい、あまりに小さな部分を標榜するものはよろしくないということをこの際決定すると、社会的に非常なトラブルが起ることを恐れて、まあまあというような意見であつたといふふうに承つておる。厚生省当局におかれましては、これに対するは、医道審議会の答申を尊重せらるべきことはもちろん当然であると思ひますが、しかしこれに対しても、將來どういうふうなお考えを持つておりますか。たとえて言ふならば、診療科名をもう少し拡張する、科名の範囲を廣くする、数をふやすとして、うようなお考えはおありにならぬかどうか。あるいはそういうふうなことをどこかへ諮問でもなさるようなお考えがあるかないか、これを第二に承りたい。

従つてこれを厳密に行つて参りまする  
と、ただいま御指摘のような医療の目  
的に沿わない結果になることがあります  
のであります。しかしながら元來  
医療法、医師法、私どもの金科玉條と  
いたしますこの法律は、医療が目的で  
あり、人命の救助が目的であるのであ  
りますから、その本來の目的に反する  
ような結果になることを承知しながら  
ら、みすゞその法文の通りにして  
これを強行いたそうとは思つております  
せん。従つてさような前提條件が満た  
されます限りにおきましては、かねて  
次長から御答弁申し上げました通りの  
処置だけがうだと思ひます。

みずからは承知いたしておりませんが、詳しく述べた結果、かのような條文が決定せられたのであります。しかもそのときに第四十條の第三項にあります前二号以外の診療科名であつて云々というこの條文の解釈であります。私が伺っておりますところでは、この第一項にあります診療科名のいづれにも含まれないような診療科があつたならば、その意味は、これは私の私見であります。たとえばエッキス光線が発明せられた以前にあつた医療法にかりにこういふうな診療科名が幾つか上げてあります。エッキス光線ができる、これが医療上非常に有力な武器であるということが立証せられました後においては、その診療科名に理学療法科もしくはエッキス光線療法科というものを加えるといふうな状況であります。ならば、この際この四十條の三項に基いてこれを可とするということがあります。が、現在その当時に申請されておりました呼吸器科にいたしましても、胃腸病科にいたしましても、その他十数種の診療科名は、この第一項に掲げてあります診療科のいづれかに包含され得るものであり、その範囲をはみ出していくと認められるものはない。従つてこの四十條を忠実に守る限り、その申請せられたものは一つもこれを認めがたいということになつたのでござります。すなはちこの法律の條文をきわめて忠実に、またその制定せられたときの論議の精神をくんで、さておると認められるものはない。従つてこの四十條を忠実に守る限り、その申請せられたものは一つもこれを認めがたいということになつたのでござります。

実情に非常によく合つておるか、もしくは患者の便宜のために一番よい方法であつたかどうかということは、これはおのずから問題が残ると思います。そこで私どもいたしましては、この診療科名という問題についてはなお一層の慎重な論議が盡さるべきであると思ひます。すでに医薬制度調査会において一應の論議が盡されたと思つております事柄が、わざか一年ならずして、各方面からのさよな反対にあうことを見ますと、なおまだ盡されざる論議があると思うのであります。再びこれを医薬制度調査会において論議せられるることは、近い将来において可能でありました必要であると存じます。私どもいたしましては、まずその医薬制度調査会において最も有力なる発言権を持つておる日本医師会方面において、この問題についてあらためて慎重な御審議とその御意見を拜聴いたしたいと思うのであります。なお同時にこの問題は専門科名といふものと連繋いたしますので、専門科名並びに専門員、スペシャリストという考え方と合せて、重ねて十分な御協議を経ました上の御意見でありますならば、私は十分これを尊重いたしまして、もしも御指摘のように、これが診療上の実際に於いて診療を受ける人々の幸福のためにならないという点がありますならば、これの改正の提議をいたすことにやぶさかでないであります。

○東(龍)政府委員 ただいまの御質問は、医療法の施行規則によりますと、十九條にあたるかと思うのであります。が、医師につきましては入院患者の数と、外來患者の数を二・五をもつて割つた数の和が五十二までになりますれば三人とする。それ以上は、その端数が十六またはその端数を増すごとに一人を加えるというのでありますと、入院患者五十人までは一人とか二人とかということとは、ただちには出て来ないと思います。少し込み入つたような勘定の仕方をしておりますが、入院患者のほかに外來患者の数の二・五分の一、そうしますと、かりに今の御質問のように入院患者が五十人あり、外來患者が百人あれば、二・五でありますから四十と相なります。そうすると両方合せて九十になりますから、その中から五十二を引きましたところで三人、十六の三倍になりますから六人になる。そういうような計算をいたさなければならないことになつております。

○効用委員 それは大体定則であつて、もしこれよりも現状が著しく医師なりあるいは看護婦なりが不足であるという場合には、厚生当局なりあるいは地方のこれに対する監督機関なりで、何らかの処置をとられるのでありますよ。

○東(龍)政府委員 わゆる罰則のようものはついておりません。しかしながらこれが著しく下まわると、いわば、その病院としての診療機能が完全に行われないということの現われと私は承知いたしますので、極力のこ

水準にまで達するよう、に懶懶といいますか、指示はいたすつもりであります。また事實いたしていところもあが、ここにあげましたのは、どちらかと申しますと最低水準と申しますか、少くともというつもりで考へてあります。  
○**丸田委員** 私がその質問をしました理由は、癩病院として名高い長島の愛生院では、現在患者が一千四百名に対して、医師が八名、それから看護婦等を寄せまして三十二名の人しかいないというので、患者の方からも、あるいは職員の方からも非常に人手不足を訴えて来ておるわけであります。これについて、この実情を厚生当局としては御存じでしょうか。あるいはこれに対して何らかの処置を講ぜられておるか、お伺いいたします。

○**東(龍)政府委員** 癩療養所につきましては、その現状が、ただいま申しました標準に比べると著しく低いということは承知いたしております。ただししながら病院の性質上、普通の病院に比べまして、癩、結核、精神、いわゆる私どもの方で言う國立でありますと療養所關係のものにおきましては、その病院内における作業が比較的単純と申しますか、種類は同じようなことであるという意味から、多少人手が一般病院よりも少くてもやり得るであろうという想定のもとに、それらにおきましては、これに対する一種の除外例を設けておりまして、第十九條の四項といたしまして、「主として精神病、結核、癩その他厚生大臣の定める疾病の患者を收容する病院又は病室については、都道府縣知事の許可を受けて第一

「病院の性質上、そういうようなことができる。」と  
道があるからといって、決して少くないといふことは、やや以前よりも好轉いたして來ておるのをせめてもの慰めとしておりま  
す。今のような実状でありますと、一般的の病院よ  
りは医師自身にしても、看護婦にしても、その他の従業員にしても、同じよ  
うな意味で募集いたしましたが、この逃  
げ道があるからといって、決して少くないと思ひます。また事実多少少  
くともやり得るであろうという想定の  
もとにやつておるのであります。しか  
しながら現在の療養所における人手  
不足のことは十分承知いたしております。  
それから療養所の医療が簡単で  
あり、單純であると申し上げました  
が、これは今日以前の問題でありま  
して、現在並びに將来におきまして、私は決して人が少くて済むとは思つてお  
りません。たとえば新しいプロミンを  
注射いたしますにつきましては、注射  
の薬の数が少い、ということでお大きなセ  
ンセーションを起しましたが、私の方  
から申し上げますと、われくが獲得  
し得る薬の分量よりは、その獲得した  
薬を有効に患者に與える努力の上の制  
限の方がおおきな悩みであるくらい  
でありますと現状が少いことは十分  
承知しておりますし、何とかこれを補  
充したいということについては、極力  
労力はいたしております。しかしまた  
にわたくしの力が及びませんで、思  
うような成果があがつておりますが、近ごろ看護婦その他につきましては、やや以前よりも好轉いたして來ておるのをせめてもの慰めとしておりま  
す。今のような実状でありますと、一般的の病院よ

うとは思つておりますが、それはよりも著しく低い態度は、それよりはるかに低い。これは御指摘の通りであります。○畠田委員 医務局長ができます。處置を講じて、現在の手不足は、どう御答弁に対しまして、私どもして、こういう人たちに対することをお願いいたします。住居に対する施設等も、他の申し上げたいと思います。

それから同じように医療者は、大体入院患者の占める割合がきまつておると聞い

ます。これは三疊に一人の割合であります。これは三疊に一人の割合であります。これは三疊に一人の割合であります。さうでございましょうか。さうでございましょうか。

○東(龍)政府委員 たいたい、さうです。普通の病院の病室の面積をますと、患者一人を収容するには、一人につき四・八六平方メートル以上を收容するものにあつては、たゞ半以上、二母子以上を收容するにあつては、一母子につき四・八六平方メートル、すなはつて、以上ということになつておられます。○畠田委員 そうしますと、すべての病室をひつくるための

現在の状況だけの補うと極力それを場所に比かいたし大とえば場所に比する処置際お願ひます。が、

に、二人以上の所では大体三疊をとるということがきまりであるというふうに理解してよろしくうございます。

○東(龍)政府委員 その通りでござります。

○刈田委員 そうしますと、やはり長島の療養所では、一人頭三疊をいただきたいという患者の要求に対しまして、病院当局の方では、これは重病患者を入れる部屋を含んでの割合であるから、一人当り三疊となるということはでき得ないのだと言つて、これを拒絶しているそうですねけれども、これは明らかに違法だと思いますが、その点いかがですか。

○東(龍)政府委員 痢瘍養所の患者数と疊数の比率が、全体として計算してもこれを下まつているといふことは事実であります。それにつきましては私どもともいたしまして、今のように重病と輕症ということともございますが、痢の患者につきましてはやはり先ほどの医師数が特別の考え方をいたしておりますと同じように、痢患者のうちには、痢といふ病氣は持つておりますが、それ以外においては、ほとんど常人に近い生活のできるような方々もあります。またほんとうに病床に呻吟しておる病者もおるというようなことで、全体として計算いたしまして、大体この標準にまで持つて行きたいと思います。先ほど私の答えましたことは、それは違法だとおつしやればその通りであります。しかしながら實際生活並びに治療上われくが忍び得るというところの最低限で、現状ではがまんしなければならない。療養所を、どんどんわれくへの希望通り拡充し得るなら

ば問題は、ただちに解決いたしますが、そのことが現在できない状況でありますので、現在とにかくあまりにも疊数が少いという人たちの、その一人当たりの疊数をせめてこの標準にまで持つて行きたいということで、予算的措置を講じました。十分ではございませんが、そのためにはまず病床を拡充いたしまして、そうして現在の患者をもう少しゆるやかにしてやる。それができました上で、あらためて新しい患者を収容する設備に移る。そういう方針で本年度はその準備をいたしております。その結果、患者一人について確実に三疊を確保せられると、これは私は望めないと思います。しかしながら全体として疊数と患者数とを合せました場合に、この標準とほど遠からぬものになるようということが現在のねらいでございます。

○東(龍)政府委員 ただいまの御質問あるいは御意見には、私はまったく御同感であります。癲瘍養所といふものを大体病院と考えることが、根本の間違いです。癲瘍養所は、とにかく今までの考え方もつてしまはずれば、これは病院ではないのでありますて、病院というならば病氣を治療することを目的とすべき所であるのに、確実に治療し得るという方法を持たずして患者を集めると、ることは、これは病院ではない。結局その病人を幽囚するというか、隔離する場所にすぎなかつたのでありますから、とにかく今日のごく治療の光明が見えて來た將來におきましては、これが初めて私は病院、療養所といふ名にふさわしいものになりますので、癲瘍養所をもつていやる病院というふうな考え方でなく、癲瘍患者の一つのコロニーと申しますか、一つの社会としてこれを盛り立て行くべきだ、私もその通りの考え方を持つております。願わくば、日本の癲瘍養所がさような形であつてくれたら、ということを私も同じく願うのであります。ですが、現存するものはおよそ私どもの理想とするものとはほど遠い状況であります。そこで私どもといたしましては、決して満足はいたしておりませんが、現状やむを得ずあの施設をもつて、最大限の活用をいたしておるのであります。ですが、根本の考えは、癲瘍養所をも

つて病院とするのではなく、安住の地として行けるような、そういう生活の根柢となり得るような一つのコロニーとして、これを盛り立てたいと考えております。

○効田委員

そういうお考えでございましたならば、少くとも現状では、一般的の入院患者が受けたるだけの待遇はこの人たちに受けさせてやりたい。少くとも一人当たり三疊という一般の医療法をもつて保障されているだけの数は、至急つくるというふうに私はぜひやつていただきたい。かよう考えておりますけれども、いかがでしようか。

○東(龍)政府委員

私どもそうあります。しかしながら実際の面からして、ただちにそれを実現するということのできないことは、やまやまでございます。しかしながら実際の面からして、ただちにそれを実現するといふことがありますので、私たちとしましては、とりあえず病院の入院患者というふうな病床における額以外の形——癩病であるということが、比較的健康人のごとき活動性と自由を持つておる人々のことよりも、ますほんとうの病人である人たちに対して、この病室の規定が要求いたします。その限度にまで私は不可能と思ひますので、ますます現存おりまます八千人の方全員に、わの／＼三疊ずつ以上のスペースを與えるということは、現状においては、私は不可能と思ひますので、ますややかに持つて行きたいと存じております。現在おりまます八千人の方全員に、わの／＼三疊ずつ以上のスペースを與えることは、現状においては、私は不可能と思ひますので、ますやや優先的に、最も氣の毒な病床に呻吟する人たちに、少くともこれだけの廣さを與えるように努力して措置いたすつもりであります。

○堀川委員長 ほかに御質問はございませんか。

○堀川委員長 なければお詫びいたし

ます。本法案の質疑も終了いたしておりますと存じますので、この際質疑を切りたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 異議がなければ、本法

案の質疑を打切ります。

次に討論に入るのでござりますが、本法案に関する討論は別に通告も

ございませんので、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありますか。

○堀川委員長 それでは医療法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

本法案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○堀川委員長 起立総員。よつて本法案は、原案通り可決確定いたしました。

○効田委員 医道審議会の構成についてお伺いいたしたいと存じます。

○堀川委員長 次に医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑に入ります。

○効田委員 医道審議会は、定

案は、原案通り可決確定いたしました。

○堀川委員長 起立総員。よつて本法案は、原案通り可決確定いたしました。

○効田委員 医道審議会は、定

案は、原案通り可決確定いたしました。

○堀川委員長 起立総員。よつて本法案は、原案通り可決確定いたしました。

○効田委員 医道審議会は、定

案は、原案通り可決確定いたしました。

○堀川委員長 起立総員。よつて本法案は、原案通り可決確定いたしました。

○効田委員 医道審議会は、定

案は、原案通り可決確定いたしました。

これから……。

○効田委員 それでは専門家ではないのですね、医師ではないのですね。学

科医師が一名、それから医師ではない歯科医師ではないわゆるボスですね。学

識経験者ののですね。

○東(龍)政府委員 いや、医師があつて学識経験のある者、医師が二名と歯

科医師が一名、それから医師ではない歯科医師ではないわゆるボスであるといふ者が、本法案に関する討論は別に通告もございませんので、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありますか。

○堀川委員長 それでは医療法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

本法案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○堀川委員長 それでは医療法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

本法案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

○堀川委員長 それでは医療法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

本法案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

厚生大臣が委嘱もしくは命するということがあります。

ことに変つております。そこでこれら

の委員が、医師会、歯科医師会もしく

はその地のいわゆるボスであるといふ

者が、本法案に関する討論は別に通告も

ございませんので、ただちに採決に入

りたいと存じますが、御異議ありますか。

○堀川委員長 異議がなければ、本法

案の質疑を打切ります。

次に討論に入るのでござりますが、本法案に関する討論は別に通告も

ございませんので、ただちに採決に入

りたいと存じますが、御異議ありますか。

○堀川委員長 それでは医療法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

本法案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○堀川委員長 それでは医療法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

本法案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○堀川委員長 それでは医療法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

本法案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○堀川委員長 それでは医療法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

本法案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

○堀川委員長 それでは医療法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

本法案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

○堀川委員長 それでは医療法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

おるのであります。

○効田委員 この医師法並びに歯科医

師法あるいは医療法につきまして、私

どもの方から前もつて改正法案ではな

く現行法をいただきたいということを

政府の方に再三申したのですが、まだ

できていないというのでいただいてい

ないかと思います。私ども今度の改正

法案だけは見たわけですが、そぞ

ういう全般的な点についてまだ不十分な

べきです。そういうわけで私はこれ以

上申し上げられないのですけれども、そ

うだ私の申しましたのは、医師の人た

がこれで委嘱なさるわけですか。

れども、現在のような構成では非常に

非民主的な傾向があるというような声

を聞くのであります。この点について

どういうふうにお考えでありますよ

うか。なおこういう人たちは厚生大臣

がこれを委嘱なさるわけですか。

れども、現在のような構成では非常に

非民主的な傾向があるといふ声を聞く

のであります。この点についてどういふ

うか。これはどうも御判断いかんによりますが、少くとも現在の医道審議会の

会員についてこれをボスであると

ごらんになりますか、あるいは民主的

の会員になるとごらんになりますか、

これはどうも御判断いかんによりますが、少くとも現在の医道審議会の

会員についてこれをボスであると

ごらんになりますか、あるいは民主的

の会員になるとごらんになりますか、

これはどうも御判断いかんによりますが、少くとも現在の医道審議会の

会員についてこれをボスであると

おるのであります。

○効田委員 この医師法並びに歯科医

師法あるいは医療法につきまして、私

どもの方から前もつて改正法案ではな

く現行法をいただきたいということを

政府の方に再三申したのですが、まだ

できていないというのでいただいてい

ないかと思います。私ども今度の改正

法案だけは見たわけですが、そぞ

ういう全般的な点についてまだ不十分な

べきです。そういうわけで私はこれ以

上申し上げられないのですけれども、そ

うだ私の申しましたのは、医師の人た

がこれで委嘱なさるわけですか。

れども、現在のような構成では非常に

非民主的な傾向があるといふ声を聞く

のであります。この点についてどういふ

うか。これはどうも御判断いかんによりますが、少くとも現在の医道審議会の

会員についてこれをボスであると

ごらんになりますか、あるいは民主的

の会員になるとごらんになりますか、

これはどうも御判断いかんによりますが、少くとも現在の医道審議会の

会員についてこれをボスであると

ごらんになりますか、あるいは民主的

の会員になるとごらんになりますか、

これはどうも御判断いかんによりますが、少くとも現在の医道審議会の

会員についてこれをボスであると

ごらんになりますか、あるいは民主的

の会員になるとごらんになりますか、

これはどうも御判断いかんによりますが、少くとも現在の医道審議会の

会員についてこれをボスであると

ごらんになりますか、あるいは民主的

の会員になるとごらんになりますか、

あまりよからざる意味に解釈いたしま

